

経済・財政一体改革の中間評価

平成 30 年 3 月

経済・財政一体改革推進委員会

目次

<u>第1章 経済・財政一体改革の取組と評価</u>	----- 3
1. 経済・財政一体改革が目指すもの	
2. 取組と成果	
(1) デフレ脱却・経済再生に向けた取組と成果	
(2) 財政健全化に向けた取組と成果	
3. 総括的評価	
4. P B 改善の進捗の遅れの要因分析	
(1) 峰入面の課題: デフレ脱却・経済再生の進捗、消費税率引上げ	
(2) 峰出面の課題: 成長と峰出効率化の仕組み、峰出改革	
5. 債務残高対GDP比等の動向の評価	
<u>第2章 今後の経済・財政一体改革の推進</u>	----- 13
1. 前章の評価から得られる課題と今後求められる対応	
(1) デフレ脱却・経済再生の実現	
(2) 財政健全化に向けた取組	
2. 2020 年代にかけての変化と今後の対応	
3. 新たな計画に向けて	
(1) 財政健全化目標	
(2) 峰出改革に向けた取組の加速・拡大	
(3) 2019 年度予算に向けて	
<u>(補論1) 峰出改革等の主要分野ごとの評価</u>	----- 18
<u>(補論2) 2020 年度段階で期待される峰出効率化効果、経済効果</u>	----- 32

第1章 経済・財政一体改革の取組と評価

1. 経済・財政一体改革が目指すもの

「経済・財政一体改革」は、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本方針とし、「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」の3本柱の改革を一体として推進し、経済と財政の一体化的な再生を目指す取組である。

特に、次世代への責任の視点に立って改革を進め、長期にわたり赤字が継続している我が国の財政とその大宗を占める社会保障制度を持続可能なものとするため、政府はもとより広く国民全体が参画する社会改革として、制度改革等により国民や企業等の意識、行動を変えることを通じて、歳出抑制と歳入増加を目指して取り組んできているところである。また、歳出改革については、公的ストックや民間資金の有効活用等により、供給面(潜在成長率)を強化し、需要面では、公共サービスと一緒に生み出される新たなサービスを創出することを通じて経済再生を強化することを狙いとしている。

2015年6月に閣議決定された「経済・財政再生計画」(以下「計画」)の下、財政健全化目標とその達成シナリオ等を定め、主要分野の改革の方向性を具体化するとともに改革の時間軸を明確化するため、「改革工程表」を策定した上で取組を進めてきた。アベノミクスの下、経済・財政面で大きな成果を生み出してきたが、今後、2020年代を見据えると、これまでの3年間の取組をそのまま継続するのでは展望は開けない。

そのための解決策はある。構造改革を通じて、これまで以上のペースと範囲で企業、国民、地方公共団体等の行動につなげ、それをダイナミズムに変えていくことである。これまで取り組んできた「見える化」やインセンティブ改革の強化に加え、戦略的な情報発信などによる後押し(ナッジの活用)、行政サービスにおけるA I · I C Tの活用、企業活動の枷を取り除く規制緩和の推進や新陳代謝の促進など、こうした取組を通じて、経済と財政の一体化的な再生を実現すべきである。

2. 取組と成果

(1) デフレ脱却・経済再生に向けた取組と成果

(取組)

計画では、「経済再生なくして財政健全化なし」の基本方針の下、デフレ脱却・経済再生を確実なものにするため、成長戦略の加速、労働参加の促進等による供

給面での取組強化、企業収益改善を雇用増加や賃金上昇、消費や投資の拡大に結び付ける「経済の好循環」の拡大・深化に取り組むとともに、これらの取組により、中長期的に実質 GDP 2 %程度、名目 GDP 3 %程度を上回る民需主導の持続的な経済成長と歳入増加を実現することとした。その後、包摂と多様性による持続的成長と分配の好循環に向け、「ニッポン一億総活躍プラン」¹を決定し、戦後最大の名目 GDP 600 兆円経済の実現等を目指し、規制改革や法人税改革を含めた成長戦略の加速、働き方改革等を進めた。また、2017 年 12 月には、少子高齢化に立ち向かうため、人づくり革命と生産性革命の実現に向け「新しい経済政策パッケージ」²を策定した。

（成果）

政権発足後の 5 年間で、「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」「民間投資を喚起する成長戦略」に一体的に取り組むことで、GDP は着実に増加した。2017 年 10-12 月期の名目 GDP が 551 兆円と過去最大³となり、安倍内閣前の 2012 年 10-12 月期に比べ 58 兆円の増加となった。足元で実質 GDP は 28 年ぶりの 8 四半期連続の前期比プラスとなるなど、アベノミクス開始以降、景気回復が長期間にわたって継続しており、今回の景気回復の長さは戦後 2 番目となっている可能性が高い。

また、政権交代後、極めて短い期間で「デフレではない」状況を作り出すことができた。3 %の賃上げを掲げた労使交渉が進行中であり、また、足元では、GDP ギャップのプラス転換、過去最高を更新する企業収益（2016 年度 75 兆円）や、四半世紀ぶりの人手不足感など、デフレ脱却に向けた局面変化がみられる。

中長期的な成長力を表す潜在成長率は、2012 年 0.7% から 2017 年には 1.1% へと 0.4%pt 高まった⁴。この間、労働、資本の寄与はプラスに転換した。

生産年齢人口の減少の中での労働寄与のプラス転換は、女性、高齢者を中心とした労働参加率の大幅な上昇によりもたらされた。女性の労働参加率は米国を超えた⁵。その中で、有効求人倍率は史上初めて 47 都道府県で 1 倍を越え、就業者数はこの 5 年で 251 万人増加した。

賃金については、2017 年度まで 4 年連続 2 %程度（定期昇給込み）の着実な

¹ 平成 28 年 6 月 2 日閣議決定

² 平成 29 年 12 月 8 日閣議決定

³ 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（平成 30 年 1 月 23 日経済財政諮問会議提出）（以下「2018 年 1 月中長期試算」）では、成長実現ケース、ベースラインケースのいずれのケースでも、2021 年度に名目 GDP 600 兆円が実現する姿となっている。

⁴ 潜在成長率は、前提となるデータや推計方法によって、結果が大きく異なるため、数値については幅をもってみる必要がある。

⁵ 15 歳～64 歳女性の労働参加率は 2012 年 63.4% から 2016 年 68.1% へと 4.6%pt 上昇、米国の労働参加率を上回った。高齢者の就業者数は 2012 年 607 万人から 2017 年 807 万人と 200 万人増。

賃上げが続き、2018年度も3%以上の賃上げを掲げる中で⁶、これまで以上の賃上げが期待されている。最低賃金についても全国加重平均で1,000円とすることを目指し、5年連続で大幅に引き上げ、2012年度の749円から2017年度には848円と約100円増(13.2%増)となった。こうした中で、2012年度から2016年度にかけて雇用者報酬は16.8兆円増加し、家計の可処分所得も2014年度以降3年連続で増加している。

企業収益も過去最高(2016年度75兆円)へと改善する中、資本の寄与につながる設備投資は、実質で2012年72.2兆円から2017年84.6兆円へと増加した。

(2) 財政健全化に向けた取組と成果

(取組)

計画においては、「経済・財政一体改革」を推進することにより、経済再生を進めるとともに、2020年度の財政健全化目標⁷を堅持すること、具体的には、2020年度基礎的財政収支(以下「PB」)黒字化を実現することとし、そのため、PB赤字の対GDP比を縮小していく、また、債務残高の対GDP比を中長期的に着実に引き下げていく、とされていた。

また、集中改革期間(2016~2018年度)における改革努力のメルクマールとして、2018年度のPB赤字の対GDP比1%程度を目安とすることとされていた。

その後、昨年12月の「新しい経済政策パッケージ」において、人づくり革命の安定的財源を確保するため、2019年10月に予定されている消費税率引上げ分の使い道を見直すこととした。これに伴い、国・地方のPBの黒字化の達成時期に影響が出ることから、2020年度のPB黒字化目標の達成は困難となった。

ただし、PBの黒字化を目指すという目標自体は堅持し、この目標の達成に向け、これまでの「経済・財政一体改革」の取組を精査した上で、本年の「経済財政運営と改革の基本方針」において、PB黒字化の目標を堅持しつつ、その達成時期、裏付けとなる具体的かつ実効性のある計画を示すこととなった。

⁶ 「新しい経済政策パッケージ」では、「2018年度以降3%以上の賃上げ、といった目標の達成を目指して、「生産性革命」を実現し、国民一人ひとりのやりがいの発揮や、持続的な賃金上昇とデフレからの脱却につなげるとともに、我が国の潜在成長率の向上と国際競争力の強化を実現する。」とされている。

⁷ 財政健全化目標については、「国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2020年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すことをいう」とされている。また、「経済財政運営と改革の基本方針2017」(平成29年6月9日閣議決定)では、「改革に当たっては、「経済・財政再生計画」で掲げた「財政健全化目標」の重要性に変わりはなく、基礎的財政収支(PB)を2020年度(平成32年度)までに黒字化し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。」とされている。

(成果)

国・地方の税収は、2018年度見込みで102.5兆円と、2012年度本予算に比べ約24兆円増加⁸し、過去最高の水準を更新する見込みである。2014年4月の消費税率の引上げ(5%→8%)による消費税収増、過去最高の企業収益による法人関係税収の増加、雇用や賃金の改善、株主還元の強化が進む中での所得関係税収の増加が寄与している。

特に、2012年度から2015年度までは、リーマンショックからの経済の立ち直りの中で、法人の繰越欠損の縮小に伴う課税ベースの拡大、株価上昇に伴う譲渡所得の増加等から、国・地方の税収は（消費税率引上げによる影響を除いて）11.2%増加し、GDPの伸び(6.6%)を大きく上回った。この税収増や歳出効率化の取組等を反映して、2013年度に安倍内閣で目標とした、「2015年度までに2010年度に比べPB赤字対GDP比を半減する」という目標は達成された（2010年度 6.3% 2015年度 2.9%）⁹。

計画においては、国の一般歳出、社会保障関係費の伸び、地方の一般財源総額についての目安¹⁰を定めて歳出の効率化に取り組み、集中改革期間の予算編成においては、国の一般歳出の伸びを3年間で1.6兆円程度、社会保障関係費の伸びを同1.5兆円程度に抑制するとともに、地方財政の一般財源総額は実質的に同水準を確保し、それぞれ目安に沿った予算が編成された。

その中で、介護職員や保育士等の待遇改善など経済・物価動向等を踏まえたメリハリのある対応が実施された。2015年度までの3年間に比べ2018年度までの3年間は、賃金上昇率が高まる見込みとなっており、この間、介護職員¹¹、保育士の待遇改善¹²、公共事業の労務単価の上昇等が実現された。

地方財政については、国と基調を合わせ、歳出・歳入両面からの改革に取り組み、地方財政計画における一般財源総額は、2018年度にかけて2015年度(61.5

⁸ この期間、国の税収は39.5%、地方の税収は19.4%増加となった。

⁹ この間のPB対GDP比の改善については、歳出対GDP比は0.5%pt低下する一方、歳入対GDP比は2.9%pt上昇するなど、歳出・歳入の両面がPB改善に寄与する中で、歳入改善の寄与が大きい。

¹⁰ 国の一般歳出の水準については「安倍内閣のこれまでの3年間の取組では一般歳出の総額の実質的な増加が1.6兆円程度となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を2018年度(平成30年度)まで継続させていくこととする。」地方の歳出水準については「国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018年度(平成30年度)までにおいて、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。」社会保障関係費については「安倍内閣のこれまで3年間の経済再生や改革の成果と合わせ、社会保障関係費の実質的な増加が高齢化による増加分に相当する伸び(1.5兆円程度)となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を2018年度(平成30年度)まで継続していくことを目安とし、効率化、予防等や制度改革に取り組む。この点も含め、2020年度(平成32年度)に向けて、社会保障関係費の伸びを、高齢化による増加分と消費税率引上げとあわせ行う充実等に相当する水準におさめることを目指す。」とされている。

¹¹ 介護職員については、2015年度に月額平均13,000円相当(実績)2017年度に月額平均10,000円相当(見込み)の待遇改善を実施。

¹² 保育士については、2017年度までに2012年度比で最大72,000円の待遇改善を実施。

兆円、水準超経費除きの場合 60.2 兆円) の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとの目安に沿った運営がなされた。その中で、経済再生に伴い地方税収が増大する一方で地方交付税及び臨時財政対策債は減少した。平時モードへの切替えが進められ、2016 年度に別枠加算が、2018 年度に歳出特別枠が、それぞれ廃止された。

3 . 総括的評価

デフレ脱却・経済再生に向けて、5 年にわたるアベノミクスにより、GDP の増加、景気回復の長期化、雇用の増加¹³、「デフレではない」状況を作り出すなど、大きな成果が生み出された。しかし、計画において目指していたデフレ脱却と実質 2 %程度、名目 3 %程度を上回る経済成長の実現は、いまだ道半ばである。

財政健全化については、歳入面では、2018 年度の国・地方の税収は過去最高の水準を更新する見込みとなった。歳出面では、集中改革期間における本予算について、計画で定めた一般歳出等の目安に沿った予算編成が行われた。しかし、2015 年度の PB 赤字対 GDP 比半減目標¹⁴は達成されたものの、2018 年度の PB 赤字対 GDP 比は目安の 1 %程度に対して、2.9%程度と見込まれ、当初の想定よりも進捗に遅れがみられる。

債務残高対 GDP 比については、過去に比べて緩やかな上昇となった。ただし、集中改革期間においては、計画当初は低下を見込んでいたものの、名目 GDP が当初見込みを下回ったことなどにより上昇した。

4 . PB 改善の進捗の遅れの要因分析

集中改革期間における改革努力のメルクマールとして設定された 2018 年度の PB 赤字の目安(対 GDP 比 1 %程度)に対する進捗状況をみると、計画策定当時、「中長期の経済財政に関する試算」(平成 27 年 7 月 22 日経済財政諮問会議提出)(以下「2015 年 7 月中長期試算」)における 2018 年度見込みは、歳出改革を織り込まない状況で、1.7%程度(9.5 兆円程度)だった。それに対して、2018 年 1 月中長期試算における 2018 年度見込みは、歳出改革を織り込んだ上で、2.9%程度となった。1.7%程度から 2.9%程度に悪化した要因を分解すると以下のとおりとなる。

¹³ 2012 年から 2017 年にかけて就業者数は 251 万人増加。

¹⁴ 「経済財政運営と改革の基本方針」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)

2018年度 PB赤字対GDP比の悪化

2015年7月中長期試算・経済再生ケース 1.7%程度

2018年1月中長期試算・成長実現ケース 2.9%程度

(1.2%、 6.9兆円程度)

成長低下に伴い税収の伸びが緩やかだったこと：2015年以降世界経済の成長率の低下などもあって、日本経済の回復がこれまでの想定よりも緩やかになっていることから、税収の伸びが当初想定（2015年7月中長期試算・経済再生ケース）より緩やかだったことなどの影響

(0.8%、 4.3兆円程度)

消費税率引上げ延期：2017年4月から2019年10月に延期された影響

(0.7%、 4.1兆円程度)

歳出効率化：集中改革期間において目安に沿った予算編成がなされた影響
(+0.7%、 +3.9兆円程度)

補正予算：過年度の補正予算による歳出増の影響

(0.4%、 2.5兆円程度)

以下では、上記の～について、(1)歳入面(、)と(2)歳出面(、)に分けて評価を行う。

(1)歳入面の課題：デフレ脱却・経済再生の進捗、消費税率引上げ

歳入の中心となる税収は、実質GDP、物価上昇率などの実体経済の動向、消費税率引上げなどの制度改正により影響を受ける。計画当初の見込みよりも税収が下回っている要因・背景について、以下検討する。

(実質成長の動向)

アベノミクスの下、実質成長率は2016-2018年度で平均1%台半ばの見込みであり、計画で目指していた2%程度を上回るものとはなっていない。

また、これまでの成長も決して一本調子ではなかった。2014年4月の消費税率引上げ後の個人消費の駆け込み需要の反動減からの戻りが鈍かったことなどにより、2014年度の実質成長率は0.3%となった。また、2015年度までは堅調

な伸びを示した税収は、世界経済の成長率の低下などにより 2016 年度は減収となった。その後世界経済は回復基調を取り戻したものの、繰越欠損の影響等から、いったん企業収益が悪化するとその後の回復期にも税収の回復は遅れる傾向にあり、翌年度以降の国・地方税収対 G D P 比は 2015 年度を下回っている。

足元需給ギャップがプラスに転じており、サプライサイド強化に向けた取組が求められる中で、長期的な実質成長率を規定する潜在成長率については、足元の 2017 年で 1.1% 程度に上昇しているが、 T F P 上昇率は低下している。世界的に A I や I o T など新技術への研究開発や投資が進み、イノベーションを巡る国際的競争が急速に激化する中で、イノベーションを生み出す力が低迷¹⁵している。また、企業の新陳代謝の停滞¹⁶、人材投資の不足、医療・介護、建設等の分野での人手不足や、 I T 人材や S T E M 人材などの特定のスキルの不足などが課題となっている。

企業収益が過去最高である中、企業による設備・人材・研究に対する積極的な投資も課題である。また、この間、人手不足のわりには賃上げは緩やかにとどまっており、社会保険料の増加もあり、可処分所得の伸びも緩やかとなっている。その中で、特に子育ての負担に直面する 20 代、 30 代の消費性向が低下するなどの課題も出てきている。

(物価上昇率)

税収を規定するもう一つの主な経済要因である物価上昇率については、消費者物価上昇率（総合）は、 2016 年度 0.1% の後、 2017 年度は 0.7% 程度、 2018 年度は 1.1% 程度と見込まれており、 2018 年度に 2 % 程度との計画策定時の見込みには到達していない。こうした物価動向や前述の実質成長率の結果、名目成長率は 2016-2018 年度平均で 1 % 台後半と見込まれ、計画策定時に目指していた 3 % 程度には到達していない。

日本銀行は、現状、企業の賃金・価格設定スタンスが慎重なものにとどまっていることなどを背景に、消費者物価が弱めの動きとなっているものの、マクロ的な需給ギャップが着実に改善していくこと等から、「物価安定の目標」に向けたモメンタムは維持されている旨を説明している。

¹⁵ 我が国の研究開発投資は、 2012 年度 17.6 兆円から 2016 年度 18.6 兆円へと 4 年間で約 5.5% 増加している一方で、世界経済フォーラムの「国際競争力レポート」によるイノベーションランキングは 2013 年 5 位から 2017 年 8 位へと下落（「未来投資戦略 2017 」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）では「 5 年以内（ 2017 年度末まで）に世界第 1 位に」という K P I を設定している）。

¹⁶ 開業率は近年緩やかに上昇しているものの、 2016 年度は 5.6% であり「未来投資戦略 2017 」で目標とする 10% 台には到達していない。また、廃業率は近年緩やかに低下し、 2016 年度は 3.5% となっており、同様に「未来投資戦略 2017 」で目標とする 10% 台には到達していない。

(消費税率引上げ)

2014年4月の消費税率引上げは、個人消費の大きな落込みなど、日本経済に大きな影響¹⁷を及ぼした。また、デフレマインドが残る中での名目賃金の伸び悩みも消費を下押しした。さらに、引上げ前年の2013年12月には、政府は国費5.5兆円程度、事業規模18.6兆円程度の「好循環実現のための経済対策」¹⁸を決定したが、2013年1月に決定した「日本経済再生に向けた緊急経済対策」¹⁹（国費10.3兆円、事業規模20.2兆円）の反動もあり、引上げ直後の2014年4・6月期の公的需要の成長寄与は前期比0.4%であり、駆け込み需要とその反動減に対して財政による調整が適切に機能しなかった可能性がある。

2014年11月には、デフレからの脱却と経済の好循環をより確かなものとするため、2015年10月に予定されていた8%から10%への引上げを2017年4月に延期することとされた。これは当時、消費税率引上げの影響等が大きく残る中で、個人消費に弱さがみられたことから景気を腰折れさせないと判断から実施された。

こうした中で、計画策定後の2016年6月には、中国を始めとするアジアの新興国や資源国等の景気が下振れし、我が国の景気に対する下押しリスクがあつたことや、2016年4月に発生した熊本地震の影響が残る中で、内需が腰折れないようにするために、消費税率10%への引上げが2019年10月に再度延期することとされた。これにより、2018年度のP B赤字が拡大することとなった。

(2)歳出面の課題：成長と歳出効率化の仕組み、歳出改革

集中改革期間の歳出改革の取組については、それ以前の3年間の安倍政権での取組と同程度の取組を進めるとの考え方の下、国の一般歳出（社会保障と非社会保障）の水準、地方の一般財源総額に目安を設け取組を進めてきた。今後とも、着実に歳出改革を継続することが重要であり、持続的経済成長の実現と歳出効率化の仕組み、歳出改革について評価する。

(持続的経済成長の実現と歳出効率化の仕組み)

本予算では、目安に沿った予算編成がなされたが、財政健全化の取組は、持続的な経済成長が確実となっていない中で、その実現に向け、景気を腰折れさせる

¹⁷ 引上げが個人消費に対し及ぼした影響は、平成27年度経済財政白書（「平成27年度年次経済財政報告」（平成27年8月14日））によれば、税率引上げによる物価上昇を通じた影響が2兆円台半ば程度、駆け込み需要の反動減は3兆円程度と推計された。

¹⁸ 平成25年12月5日閣議決定

¹⁹ 平成25年1月11日閣議決定

ことのないようなペースで行う必要がある。2016、2017 年度にも補正予算が講じられたが、大きく 2 つの意味があったと考えられる。第一は、世界経済の成長率低下等の中で、景気を腰折れさせないよう機動的に財政を活用し、経済を下支えしつつ²⁰、成長力の強化に取り組んできたということであり、第二は、保育の受け皿整備、防衛力整備、イノベーションの強化や投資促進など、非社会保障分野を中心に、追加財政需要²¹に対応したことである。こうした補正予算の影響で、2018 年度の P B は 0.4% 程度悪化した。

単年度限りの補正予算であれば、その影響は一時的であり、P B には長期的には影響はない。ただし、2012 年度以降に限っても、補正予算は毎年度編成され、追加財政需要に対応し、諸外国と比較して相対的に大きな額が計上されている（2012～2017 年度平均で年約 5 兆円）。

（歳出改革）

これまで、大きく分けて 2 つのアプローチで歳出改革を進めてきた。一つは、価格（給付額）の抑制や負担の増加など、直接的に歳出抑制する取組である。集中改革期間において目安を踏まえた抑制を行ってきたが、歳出抑制の効果を発揮したのは主にこうした取組を中心であった。しかしながら、改革工程表の進捗状況（補論 1 参照）をみると、社会保障を中心に、負担や財源再配分の在り方、先進・優良事例の横展開について関係者のコンセンサスを得られず、進捗が遅れている施策もみられる。

もう一つは、徹底した「見える化」や、インセンティブの強化を通じて、広く国民、企業、地方公共団体等の意識や行動変化を通じて、民間の活力をいかしながら公共サービス量（Quantity）を抑制し無駄を削減するという取組である。これらの新たな取組²²については、着実に進展し始めているものの、取組の幅広い浸透に時間がかかる。しかしながら、国民の行動変容等を通じたこうした歳出改革の取組は、取組の強化・加速によりこれまで以上の成果が期待される（補論 2 参照）。

また、Q O L 向上や経済活性化などの政策効果が乏しい歳出は徹底して削減し、政策効果の高い歳出に優先度を明らかにして重点配分する（ワイス・スエンディング）といったメリハリの利いた予算の組替えをより徹底・強化していく必

²⁰ 公共投資は、本予算ではこの間ほぼ横ばいとなっているが、補正予算で年平均 1 兆円を上回る額が措置されている。

²¹ 本予算ベースでの社会保障分野予算の対 G D P 比は、高齢化が進展する中で 2012 年度 5.3% から 2018 年度 5.8% へと上昇する一方、非社会保障分野予算全体の対 G D P 比は、同期間において、5.1% から 4.6% へと低下し、一般政府ベースの非社会保障支出対 G D P 比は O E C D 諸国で最低水準となった。

²² 「改革工程表 2017 改定版」（平成 29 年 12 月 21 日経済財政諮問会議決定）における進捗状況をみると、現在データが得られていない区分 N 及び定量的な目標値が設定されていない区分 F の K P I が半数近くを占めている。

要がある。

5 . 債務残高対 G D P 比等の動向の評価

公債等残高の対 G D P 比は、2018 年度末は 187.8% となり、2012 年度末からの 6 年間の上昇幅は 8.6%pt 程度となり緩やかな伸びとなっている（2002 年度末～2012 年度末の 10 年間の上昇幅は 62.3%pt）。

しかしながら、集中改革期間（2015 年度末～2018 年度末見込み）の動きをみると、計画策定時の 2015 年 7 月中長期試算では公債等残高対 G D P 比は減少に向かうと見込んでいた一方で、2018 年 1 月中長期試算では緩やかな上昇基調が続く見込みとなっている。計画策定時に比べて、名目 G D P が当初見通しよりも伸び悩んでいること、P B 赤字改善の遅れが寄与している。この間、国債の保有者別内訳のうち海外の保有割合は、2015 年 3 月末 4.9% に対し、2017 年 9 月末 6.1% となった。

なお、利払いを含む国・地方の財政収支の対 G D P 比は、2010 年度 8.0%、2015 年度 4.4% となり、2018 年度で 4.4% 程度と見込まれる。日本銀行の金融政策の下、長期金利（10 年物国債流通利回り）は、2012 年末 0.79% から 2017 年末 0.04% へと大幅に低下している。こうした中、利払いが相対的に低い水準となっていることも財政収支に影響している。ただし、主要先進諸国と比較して赤字の規模が大きいことに留意する必要がある。社会保障基金²³についてみると、近年、厚生年金基金の代行返上の影響もあるものの、社会負担（社会保険料支払）の拡大等により、収支は改善傾向にあり、2014 年度以降は黒字を計上している。

²³ 我が国においては、財政健全化目標としては、基本的に保険料収入と給付がバランスする社会保障基金の収支は含めず、行政サービス全体に必要な歳出が税収で賄えているかという観点から国・地方をみていく。社会保障基金は、年金、労働保険等の特別会計、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険等の事業、日本年金機構等、年金積立金管理機構、共済組合等からなる。

第2章 今後の経済・財政一体改革の推進

1. 前章の評価から得られる課題と今後求められる対応

前章までの評価を踏まえ、今後示すべき新たな計画においても、「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針を堅持していくべきである。

経済再生と財政健全化の両立を目指し、財政健全化の取組は着実、かつ景気を腰折れさせることのないようなペースと機動性を持って行う必要がある。一方で、今後は、デフレ脱却後の金利上昇による利払い増や、高齢化・高度化による社会保障予算の増加圧力の高まりも予想されることから、目標達成までの実現可能性の高い道筋を示した上で、可能な限り早期のP B 黒字化達成を目指す必要がある。同時に、その実現を確実にする仕組みを構築すべきである。

(1) デフレ脱却・経済再生の実現

(消費税率引上げの影響の克服)

今後、消費税率引上げや東京オリンピック・パラリンピックを契機として予想される需要変動を乗り越え、安定的な成長軌道に乗せていく必要がある。特に、2019年10月の消費税率引上げに当たっては、2014年の消費税率引上げ時の経験、欧州の付加価値税率引上げの事例にも学びつつ、財政健全化を進めながらも予算や税制の活用、また、価格設定の柔軟化に向けた検討を含めて効果的な対策を講じ、駆け込み需要と反動減といった経済の振れをコントロールしながら、消費税率引上げに対応していく必要がある。

(生産性革命と人づくり革命)

少子高齢化に立ち向かい、2020年オリパラ後の成長の基盤を構築するため、生産性革命を実現し、人工知能、ロボット、I o Tなど、生産性を劇的に押し上げるイノベーションを実現していく。同時に人材不足がボトルネックにならないよう、多様な働き方改革を通じた労働参加の促進とともに人づくり革命を通じた人材育成が不可欠である。安倍政権の下、成長戦略はこの方向に沿って強化されてきているが、潜在成長率を引き上げるために、改革スピードをより加速し、取組を広く拡大する必要があると考えられる。

あわせて、財政の健全性を確保した上で、中長期の視点に立ち、資本の生産性や国際競争力の向上を重視しながら、オリパラ後の日本の成長の基盤となる投資プロジェクトや波及効果の大きな政策を計画的に実施していくべきである。その際、現在の低金利を活かした財政投融資の適切な活用も検討すべきである。

(デフレ脱却とそれを支える可処分所得の拡大)

2018 年度以降 3 %以上 の賃上げという目標と、最低賃金について年率 3 %程度を目途とした引上げにより 1,000 円とする目標を実現するとともに、社会保障の効率化を通じた社会保険料の伸びの抑制、働き方改革等にあわせて取り組み、可処分所得の継続的な拡大を進め、所得と消費の好循環を拡大していくべきである。そのためには、企業の設備・研究・人材への継続的な投資の拡大や質の向上が必要である。あわせて、教育無償化の推進等により子育て世帯の家計の負担を抑えていくべきである。こうした環境整備を通じて、動き出している経済の好循環を加速・拡大していく必要がある。

(2) 財政健全化に向けた取組

経済変動の中にあっても、持続的な経済成長が確実となっていない中では、景気を腰折れさせないよう財政健全化に取り組むことが、経済再生と財政健全化を両立させる道である。同時に、財政健全化に向けては、持続可能な全世代型の社会保障制度改革等を着実に進めることが重要課題である。

(歳出面)

歳出面では、今後、デフレ脱却が実現し、賃金・物価が継続的に上昇する中で歳出効率化を進めるためには、経済・物価動向を踏まえるとともに、これまで以上に歳出改革を徹底し、無駄の排除を進める必要がある。特に、生産性革命、人づくり革命といった分野に予算を重点化していくべきである。その際、継続的に必要となる予算は本予算に計上するとともに、デフレ脱却・経済再生の取組を一層進め、補正予算に頼らない経済を構築していくことが必要である。また、補正予算を含めて、社会保障分野と非社会保障分野での適切な資源配分等を評価する必要がある。

歳出改革は、これまで以上のペースと範囲で実施していくことが必要である。負担増・給付減への取組を含め、改革が進捗していない項目については、全体的コンセンサスを得つつ、取組を広げ進めていく必要がある。「見える化」や戦略的な情報発信などによる後押し(ナッジの活用)、インセンティブの強化を通じて、改革に対する理解を得ていくことが重要である。改革が進捗した項目についても、幅広く人々の行動変容を促すことで長期的に効果を拡大していくことが必要であるが、その取組は緒に就いたばかりである。そうした動きを加速・拡大するため、官民の連携強化、公的分野のイノベーション化、先進・優良事例の横展開等に資する取組や成果を踏まえ、予算の組替えを通じて重点配分を行うことに政府はしっかりコミットすべきである。限られた財政を賢く使い成果を広

げる（ワイス・スペンディング）べきである。また、未利用資源、運営権等の活用による民間資金受入の拡大を通じた公共投資余力の拡大を進めるべきである。

（歳入面）

歳入面では、2015年度までのように税収の伸びがGDPの伸びを大幅に上回ることは、今後は期待しにくい中で、デフレ脱却・経済再生に向けた取組を通じて、実質2%程度、名目3%程度の成長を実現していくことが最重要課題である。

（地方財政）

地方財政に関しては、地方のPBは2005年度以降黒字が続いている。基金も積み増されてきている²⁴。2015年度以降、2018年度にかけて財政収支も黒字が見込まれており、今後も、債務残高の安定的引下げを確実に進めていく必要がある。

2. 2020年代にかけての変化と今後の対応

今後2020年代にかけて以下のような変化が予想される中で、新しい計画は、2020年代を見据えた時間軸の中で検討する必要がある。特に今後数年は、消費税率引上げやオリパラ前後の需要変動を乗り越え、団塊世代が75歳に入り始める2022年以降に向け、持続可能な経済財政の基盤固めに向けた構造改革の重要な期間である。変化やリスクを見据えて、改革を先取りしていくことが重要である。

（持続可能な社会保障制度の構築に向けた基盤整備）

賃金や物価の上昇圧力が高まる中で、2022年以降に団塊世代が75歳に入り始ることにより、一般会計の社会保障関係費の自然増がこの3年間（2016年度から2018年度）の年0.65兆円程度²⁵から大幅に増加すると見込まれる。賃金・物価の変動による影響を加味した中長期試算においては、2018年1月の成長実現ケースにおける国一般会計の社会保障関係費は、2022年度以降、年0.9兆円程度増加する見込みとなっている²⁶。また、今後は、従来想定していない高額・高度な医療技術等が相次いで登場していくことも見込まれる。

²⁴ 交付団体と不交付団体を比較すると、不交付団体の増加率が高くなっている。

²⁵ 2016年度から2018年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針における年金・医療等に係る経費の高齢化等に伴う増加額の平均。義務的な性質を有するもののうち、人口の高齢化等の他動的な要因や過年度の政策による財政効果による前年度本予算額からの增加分をいい、予算編成過程で決定される診療報酬改定等による社会保障関係費の影響額は含まれていない。

²⁶ 消費税率引上げの增收分に伴う社会保障の充実や「新しい経済政策パッケージ」に係る歳出増等の影響を機械的に除いたもの。

こうした状況になる前に、全世代型社会保障制度の構築に向けて取り組んでいくことが重要である。また、病床再編や地域差是正などの効率的な提供体制への取組の加速、少子高齢化や人口減少を踏まえた給付と負担の適正化といった制度改革への取組を進めるとともに、予防・健康づくりを通じた健康寿命の延伸、医療介護分野における技術革新、ビッグデータの活用、生産性向上など、QOLの向上及び持続可能な社会保障制度の構築に向けた基盤整備を進める必要がある。持続可能な全世代型の社会保障制度の構築、先進・優良事例の横展開のためには、これまで以上のペースと範囲での改革実施に向けて全体的コンセンサスを得ることが必要であり、そのためにも将来見通しを示していくことが重要である。

(インフラの集約・複合化、長寿命化等)

人口減少に応じた財政需要の縮小に合わせて合理化・効率化を進めるべき分野は多い。例えば、高度経済成長期以降に集中的に整備されたインフラは、何ら対策を講じなければ、維持更新負担が大幅に拡大する見込み²⁷である。施設の集約・複合化、長寿命化等により施設の維持管理・更新費を抑制するとともに、PPP/PFI等により民間活力を活用し、投資効果の高い計画的な社会資本整備を進めるべきである²⁸。

(イノベーションの加速化、地政学リスクの高まり等への対応)

イノベーション、市場の変化など、世界的に変革が加速化することが予想される中で、生産性革命と人づくり革命をより強力かつ迅速に進めること、その際、経済連携協定や成長力あふれるアジアの中間層の取込みなど、スピード感のあるグローバル視点の取組の実行が重要である。

政府歳出の中にも Society 5.0 の社会実装に向けたAI、IOT、ロボット等の研究開発・イノベーションの進展により、認知症予防、ゲノム治療、インフラの維持更新など、これまでの歳出構造が大きく変化する可能性がある分野もある。こうした分野へのイノベーションを加速することにより、将来的な歳出抑制に寄与することが考えられる。

さらに、我が国の安全保障を巡る地政学リスクの高まり、サイバー空間における脅威の拡大、保護貿易の台頭、パリ協定の下での世界的な省エネ・脱炭素化への動き、SDGsやESG投資の拡大など、我が国を巡る国際環境は大きく変化している。それらに伴い必要な対応も変えていく必要がある。

²⁷ 内閣府によれば、既存社会資本ストックを単純に更新する場合、維持補修・更新費が2020年度には約11兆円、2025年度には12兆円必要との試算結果となっている。

²⁸ 上記試算では、長寿命化とそれを補完する施設の縮減、更にはPPP/PFIの推進や新技術の導入により、これらの負担増が抑制される試算結果が示されている(脚注50を参照)。

これらの課題から生じ得る将来的な財政需要に対応していくためには、限られた財政を賢く使う取組の徹底・強化に加え、未利用資源や運営権等の活用による民間資金受入の拡大を通じた公共投資余力を拡大することが必要である。

多国籍企業に対する国際課税の在り方、電気自動車を含むエコカーの増加に伴う自動車関係課税の在り方、デジタル経済への対応、所得・資産格差への対応など、経済社会構造の変化に対応した税制に向けた幅広い議論・分析を踏まえた改革を行うべきである。また、地域間の財政力格差が地方税収の増加に伴って拡大していることを踏まえ、地方税源の偏在を是正する更なる方策について検討する必要がある。

3. 新たな計画に向けて

(1) 財政健全化目標

経済状況等に応じた機動的対応と着実な収支改善努力の積み重ねを通じて、経済変動の中にもあっても、P B 黒字化目標の実現を確実にする仕組みを構築すべきである。

財政健全化目標の設定に当たっては、財政健全化と毎年度の予算編成を結び付ける枠組みが必要である。また、責任を持った経済財政運営を行うために、何らかの中間的な取組の進捗を管理する仕組みを構築することが必要である。

(2) 岁出改革に向けた取組の加速・拡大

「公的サービスの産業化」「インセンティブ改革」「見える化、技術革新を活用した業務イノベーション、先進・優良事例の横展開等」により、人々の行動変容を通じて、公共サービスの質や水準を落とさずに、公共支出を抑制することの重要性はこれまで以上に高まっていく。このため、これまでの取組を加速・拡大していくべきである。

一方、歳出全般にわたり聖域なき徹底した見直しを行い、改革工程表に沿って着実に改革を実行することで、これまでの取組を加速していくことも重要である。

(3) 2019 年度予算に向けて

2019 年度予算は新しいP B 目標の実現に向けた初年度の予算となる。その第一関門が 2019 年 10 月に予定されている消費税率引上げを乗り越えることである。前回の消費税率引上げが景気面で影響を残した経験を踏まえた予算としていくべきである。

(補論1)歳出改革等の主要分野ごとの評価

歳出改革の取組は、計画策定後、経済・財政一体改革推進委員会を中心になり、各省等との議論を通じて、約200項目にわたるKPIの設定と工程表化を通じて施策を推進してきた。改革工程表2017改定版における進捗状況をみると、KPIが目標達成に向け進捗している区分Aが70%と、把握できるKPIでみると全体的には計画の一定程度の進捗がみられる。

以下では、主要分野ごとに、これまでの取組の進捗と今後の予定、課題等について検証する。

(1)社会保障

医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化、負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化、薬価・調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革、年金、生活保護等の分野にわたって、改革工程表に全44項目の検討事項を盛り込み、歳出改革を進めてきた。

(医療・介護提供体制の適正化)

改革工程

都道府県別の人一人当たり医療費の地域差半減を目指し、入院医療費に関しては、地域医療構想を2016年度末までに前倒しで策定するとともに、2016年末までに介護療養病床等の効率的なサービス提供体制への転換について検討することとした。外来医療費については、データに基づき地域差を分析し、地域差是正のための取組を盛り込んだ第3期医療費適正化計画ができるだけ前倒しで策定することとした。また、地域間偏在の是正等の観点を踏まえた医師・看護職員等の需給について検討することとした。

介護については、在宅や介護施設等における看取りも含めて対応できる地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進することとした。

取組の進捗・今後の予定

全ての都道府県で2016年度末までに地域医療構想が策定され、個別の病院名や転換する病床数等の具体的対応方針の速やかな策定に向けて2年間で集中的な検討を行うこととしている。また、病床機能報告における定量的基準について2018年央までに検討・策定することとしている。また、介護療養病床等について、創設された介護医療院等への転換を推進している。都道府県において後発医薬品の使用割合の上昇等の取組を盛り込んだ医療費適正化計画を2017年度末までに策定することとしている。医師偏在対策について2018年通常国会に法案を

提出するとともに、医師・看護職員等の需給に関する対策を実施することとしている。

介護については、第7期介護保険事業（支援）計画に基づき取組を推進するとともに、2021年度からの第8期計画期間に向けて、市町村によるケアプランの検証や是正の実効性を高めるための方策の検討、利用回数・ケアプランの内容等介護サービスの在り方に関する調査研究の実施や居宅サービスに対する保険者の関与の在り方等について検討・結論を得ることとしている。

また、かかりつけ医の普及と外来時の定額負担について2018年度までに、病床再編等のための都道府県の体制・権限の在り方を2020年央までに検討し、結論を得ることとしている。

課題等

介護医療院等への転換を含め、都道府県の地域医療構想調整会議における具体的な病床調整を促すため、都道府県別の取組等を「見える化」するなど徹底した進捗管理を行っていくことが重要である。また、地域医療構想による地域差の縮減効果を早期に明らかにし、所要の政策対応について検討していく必要がある。外来医療費の地域差を半減するためには、現在の医療費適正化計画に更なる取組を追加する必要がある。医薬品の適正使用等の取組を早期に追加するとともに、同計画のP D C Aを着実に実施し、高齢者の医療の確保に関する法律第14条の診療報酬の特例の活用の在り方の検討のほか、必要な場合には追加的な対応の検討が必要である。また、急性期病床や療養病床に係る入院基本料について改革の効果を検証しつつ、必要な対応の検討が必要である。

（インセンティブ改革）

改革工程

健康増進・予防の推進や医療費・介護費の適正化に向け、個人や保険者の取組を促す仕組みを構築することとした。医療保険者については、2016年度から国民健康保険の特別調整交付金の一部において傾斜配分の仕組みを開始し、2018年度から全ての医療保険者に対しインセンティブを強化することとした²⁹。個人については、疾病予防や健康づくり、健診受診等を促すためのインセンティブ付与（ヘルスケアポイント等）に関するガイドラインを2015年度中に策定し、保険者による取組を促進することとした。

²⁹ 国民健康保険：保険者努力支援制度を創設、健康保険組合・共済組合：後期高齢者支援金の加算・減算制度の見直し、協会けんぽ：都道府県支部ごとの保険料率への反映、後期高齢者医療広域連合：各広域連合の取組等を特別調整交付金に反映。

介護については、要介護認定率や一人当たり介護費の地域差縮小を目指し、地域差の「見える化」と分析を進めた上で、市町村による給付の適正化に向けた取組を一層促す観点からの制度的な対応も含めて検討し、2016 年末までに結論を得ることとした。

取組の進捗・今後の予定

国民健康保険の保険料に医療費の地域差が一層反映されるよう、普通調整交付金の地域差に関する調整・配分の在り方を検証し、2018 年度の新制度への円滑な移行に配慮しつつ速やかに関係者間で見直しを検討し、結論を得ることとしている。

介護保険法改正法に基づき、高齢者の自立支援、重度化防止等に向けたインセンティブとして新たな交付金を 2018 年度から創設した。介護保険の財政的インセンティブの評価指標による評価結果を公表し、取組状況の「見える化」や改善を進めるとともに、第 8 期計画期間における調整交付金の活用方策について、第 7 期期間中に地方公共団体関係者の意見も踏まえつつ、具体的な方法等について検討し、結論を得ることとしている。

課題等

インセンティブ改革は、効果測定に時間を要するため、インセンティブが機能し、国民や保険者等の行動が変容しているかどうか検証や「見える化」を進めつつ、保険者機能の一層の強化について検討が必要である。また、先進・優良事例を全国展開していく観点から、インセンティブの一層の活用を検討していくべきである。

(公的サービスの産業化)

改革工程

民間事業者も活用した保険者によるデータヘルスの取組の先進・優良事例の全国展開に向けた取組を推進することとした。

介護人材の資質の向上と事業経営の規模の拡大や I C T ・介護ロボットの活用等による介護の生産性向上に向けて、介護事業所における書類削減や介護報酬改定での対応等を推進することとした。また、2018 年度から医療保険のオンライン資格確認を段階的に導入するとともに、医療等分野の情報連携に用いる識別子（ I D ）について、2020 年からの本格運用を目指してシステム開発を実施することとした。

取組の進捗・今後の予定

日本健康会議において、健康経営やデータヘルス等の取組状況の「見える化」や先進・優良事例の全国展開を推進している。また、平成 30 年度（2018 年度）介護報酬改定において、ロボット等を用いた介護に係る介護報酬や人員・設備基準の見直し等を実施した。

課題等

保険者の規模が小さいことなどから、データヘルスの取組は十分広がっていない。追加的な対応を検討するとともに、それらの効果検証を進めていくことが必要である。健康予防、医療、介護を連結したデータ分析に向けて、医療等分野の情報連携に用いる識別子（ID）の導入や保健医療データプラットフォームの整備を着実に推進していく必要がある。介護人材の質の向上等に引き続き取り組むとともに、可能な分野から速やかに介護ロボットや A I を活用していくべきである。

（負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化）

改革工程

世代間・世代内での負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、高額療養費制度、高額介護サービス費制度の見直し、介護保険における利用者負担の在り方について、2016 年末までに検討し結論を得ることとした。また、現役被用者の報酬水準に応じた保険料負担の公平を図るため、介護納付金の総報酬割導入について、2016 年末までに検討し、結論を得ることとした。

取組の進捗・今後の予定

高額療養費制度及び高額介護サービス費制度の見直しを実施するとともに、介護納付金の総報酬割について、段階的に実施することとしている。医療保険において、金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担を求める仕組みや、薬剤の自己負担の引上げは 2018 年度末までに、軽度者に対する生活援助サービス等の地域支援事業への移行は、介護予防訪問介護等の移行状況等を踏まえつつ、引き続き関係審議会等において検討し、その結果に基づき、2019 年度末までに必要な措置を講ずることとしている。また、医療保険における後期高齢者の窓口負担の在り方について、2018 年度末までに結論を得ることとしている。

課題等

団塊世代が 75 歳に入り始める前に、年齢ではなく能力に応じた負担や保険給付の対象を見直し、社会保障制度の持続可能性を強化すべきである。

(薬価・調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革)

改革工程

後発医薬品に係る数量シェア目標について、2017年央に70%以上とするとともに、2017年央においてその時点の進捗評価を踏まえて、80%以上の目標達成時期を決定し、更なる取組を推進することとした。また、「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」(2016年12月)に基づき、薬価制度の抜本改革について、2017年末までに結論を得ることとした。

調剤報酬について、医薬分業の下での調剤技術料・薬学管理料の妥当性、保険薬局の果たしている役割について検証し、適正化を行うこととした。

取組の進捗・今後の予定

2020年9月までに後発医薬品の使用割合を80%とし、できる限り早期に達成できるよう、診療報酬による更なる対応や保険者毎の後発医薬品の使用割合について、2018年度実績から公表するなど使用促進策を実施することとしている。薬価制度の抜本改革として、平成30年度(2018年度)診療報酬改定において、効能追加等による市場拡大への速やかな対応、新薬創出・適応外薬解消等促進加算制度の抜本的見直し、長期収載品の薬価の見直し、後発品の価格帯集約等を実施した。

費用対効果評価については本格実施に向けて引き続き検討し、2018年度中に結論を得るとともに、毎年薬価調査・毎年薬価改定に関しては、今後3年間、継続して行われる全品目改定の状況も踏まえ、2020年中に対象範囲を設定することとしている。また、次期改定に向けて、新薬創出等加算対象品目を比較薬とする場合の薬価算定の見直しや、長期収載品の段階的な価格引下げまでの期間の在り方等について、所要の措置を検討することとしている。

課題等

高齢者への多剤投与対策、生活習慣病治療薬の処方の在り方については引き続き検討が必要である。

(年金)

改革工程

社会保障改革プログラム法等に基づき、マクロ経済スライドの在り方、短時間労働者に対する被用者保険の適用範囲の拡大等について、引き続き検討を行うこととした。

取組の進捗・今後の予定

マクロ経済スライドについて、未調整分を翌年度以降の好況時に合わせて調整する仕組みの導入や、中小企業の短時間労働者について、労使の合意に基づき、企業単位で被用者保険の適用を拡大することができる措置を 2016 年に講じた。次期の財政検証（2019 年）に向けて、短時間労働者に対する被用者保険の適用範囲の拡大、高齢期における一人ひとりの状況を踏まえた年金受給の在り方、年金制度の所得再分配機能の在り方の見直しについて検討し、結論を得ることとしている。

あわせて、年金課税の在り方については、2018 年度税制改正における公的年金等控除の見直しの影響も見極めつつ、引き続き丁寧に検討を進める。

(生活保護等)

改革工程

2017 年度の生活保護制度の在り方の検討に合わせ、医療扶助費の適正化、就労支援の推進など制度全般について予断なく検討し、必要な見直しを行うとともに、第 2 のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度の在り方について検討を行うこととした。

取組の進捗・今後の予定

生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援等の措置を講ずるほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置を講ずる法案を 2018 年通常国会に提出している。

(2) 社会資本整備等

コンパクト・プラス・ネットワークの形成、公共施設のストック適正化、PPP/PFI の推進、ストック効果の最大化、社会資本整備を支える現場の構造改革等を重点課題として歳出改革を進めてきた。

(コンパクト・プラス・ネットワークの形成)

改革工程

コンパクト・プラス・ネットワークによる集約・活性化や施設の効果的・効率的な維持管理・更新を進めるため、市町村に対する支援等を通じ、立地適正化計画の作成を促進することとした。

取組の進捗・今後の予定

2030 年までに人口が 2 割以上減少する見込みの地方公共団体のうち、都市計画区域を有する都市の計画策定を特に推進することとしている。また、まちの拡大を前提とした現行の都市計画制度をコンパクト・プラス・ネットワークに対応しやすいものに見直すための検討に着手した。

課題等

コンパクト化に向けた取組の失敗事例等から学ぶべき教訓を十分に分析・共有するとともに、これまでの地方公共団体への働きかけの効果が現れているか、立地適正化計画の策定に当たってのボトルネックは何かを検証しつつ、コスト面も含め、関係者間で十分に認識が共有された、質の高い立地適正化計画の作成、推進を包括的に進めるべきである。

(公共施設のストック適正化)

改革工程

2016 年度までに公共施設等総合管理計画³⁰を、2020 年度までに個別施設計画を策定するとの目標を踏まえ、計画策定の進捗状況や推進に当たっての課題をモニターする仕組みの構築・「見える化」に取り組むこととした。

取組の進捗・今後の予定

公共施設等総合管理計画の主たる記載項目を一覧にして公表を開始した。今後は、中長期の維持更新費について団体間の比較可能性を高めていく。策定率の低い分野の個別施設計画について、2017 年度中に課題分析を行う。2017 年度末から、地方公共団体ごとの公共施設等総合管理計画及び全個別施設計画の策定状況を総括的に一覧で「見える化」する取組を開始する。

課題等

計画の策定率を引き上げることにとどまらず、計画を実行し、長寿命化や施設の縮減を実効的に進めていく必要がある。このため、各府省において中長期的なインフラ維持更新費の精緻化³⁰と公表を進めるべきである。また、公共施設の長寿命化や集約化・複合化等を実行した先進・優良事例を横展開すべきである。

³⁰ 公共施設等総合管理計画は、2017 年 9 月 30 日時点で 99.4% の地方公共団体が策定を完了。

(PPP/PFIの推進)

改革工程

PPP/PFIアクションプランの目標拡充を 2015 年度内に行うとともに、2016 年度内に国及び人口 20 万人以上の地方公共団体において、多様な PPP/PFI の手法の導入を優先的に検討する仕組みを構築することとした。

取組の進捗・今後の予定

人口 20 万人未満の地方公共団体など小規模地方公共団体における取組を進めるとともに、公的不動産について PPP/PFI の利活用拡大を通じてキャッシュフロー化、維持管理コストの削減等を図ることとしている。

課題等

コンセッション事業等の導入については、特に水道・下水道などで、重点的に推進する必要がある。その際、3 万人未満の地方公共団体での公営企業会計の導入が遅れており、コンセッションを含め広域化や連携の検討を促進する観点からも、小規模地方公共団体での公営企業会計の取組を促すべきである。

(ストック効果の最大化を図る社会资本整備の推進)

改革工程

戦略的な社会资本整備を進めるため、新規投資の費用対効果分析を徹底し、ストック効果の高い事業への一層の重点化を図ることとした。

取組の進捗・今後の予定

国土交通省においてストック効果を多面的に計測するための指標の整備や評価手法の整備を行っている。ストック効果の P D C A サイクルへの活用に向け、関係省庁の進捗に応じた取組を進めていく。

所有者を特定することが困難な土地を適切に管理・利用するため、2018 年通常国会に法案を提出するとともに、登記制度や土地所有権の在り方といった中期的課題について、政府一体となって検討を進めることとしている。

課題等

ストック効果をより定量的・客観的に把握し、P D C A サイクルへ活用できるよう、証拠に基づく政策立案 (E B P M , Evidence-based Policymaking) への取組を強化すべきである。

(社会資本整備を支える現場の構造改革等)

改革工程

技能労働者の中長期的な人材確保と育成に向けた構造的な改革、新技術・新工法の活用等による建設生産システムの生産性向上を進めることとした。

取組の進捗・今後の予定

中長期的な現場の担い手を確保するため、社会保険未加入対策や適切な賃金水準の確保等の取組を進めている。建設現場の生産性を高める「i-Construction」の取組について、地方公共団体への展開、幅広い工種等への拡大を進めている。国土交通省において、インフラ・データプラットフォームの構築を進めるとともに、各府省、地方公共団体、民間事業者等とのデータ連携を進めることとしている。適正な工期の設定、債務負担行為等の適切な活用等により、公共工事等の施工時期の平準化を推進している。

課題等

社会資本整備分野における先端技術の活用について、インフラメンテナンス国民会議等を活用し地方公共団体等に横展開を図るなど、更に拡大していく必要がある。インフラ・データプラットフォームについては、データの標準化を進めつつ、関係府省で推進方策の検討を加速し、地方公共団体におけるデータ活用を進めるべきである。地方公共団体事業において、公共工事等の施工時期の平準化が遅れており、先進・優良事例の横展開を推進すべきである。

(3) 地方行財政、分野横断的な取組

地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革、地方行財政の「見える化」、IT化・業務改革、地方行政分野の改革等において、歳出改革を進めてきた。

(地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革)

改革工程

地方公共団体の業務改革の取組を促すとともに、地方交付税において新たにトップランナー方式を導入することとされた。2016年度に16業務から着手し、複数年（概ね3～5年程度）かけて段階的に反映を進めることとした。

公営企業改革については、既定の方針に沿って、公営企業の経営基盤強化に向けて経営戦略等の策定を集中的に推進、第三セクターについても経営健全化等指針を踏まえた取組を推進することとした。

取組の進捗・今後の予定

トップランナー方式については、2016 年度から 16 業務について、2017 年度から 2 業務について、基準財政需要額の算定に反映が開始された³¹。今後は、窓口業務委託について、2019 年度の導入を視野に入れて検討することとしている。

公営企業の改革・再編等の促進に向け、広域化や民間資金・ノウハウの長期利活用の観点から取組を拡充している。2018 年度にはマネジメントの面での外部の知見の活用の充実や、管理者情報等の「見える化」に取り組む。下水道の中長期収支推計モデルの開発（2017 年度）や、水道事業につき将来の収支見通しの試算結果の公表を推進（2018 年度）する。また、第三セクター等の経営の改革を抜本的に加速するため、2017 年度末から新たに、財政的リスク状況を踏まえて、各地方公共団体において経営健全化方針を策定・公表することに取り組む。

課題等

トップランナー方式について 23 業務を検討対象とした。民間委託・指定管理者制度やクラウド化以外にも、歳出効率化を推進すべく、各地方公共団体における先進的な取組を全国に広げていくべきである。そのため、関係府省が連携し、ＩＣＴなどを利活用し、地方公共団体が提供するサービスの業務手法の標準化を進めるべきである。

人口減少や施設老朽化を見据え、全国で 8,000 事業体にのぼる公営企業については、広域化の取組を着実に進めつつ、第三セクター等も含めて、抜本的な経営改革を推進すべきである。再編や経営効率化の進捗を定量的に把握すべきである。また、将来の人口構造の変化に対応した地方公共団体の行財政制度の在り方の検討を進めるべきである。

地方財政計画について、透明性向上、地方公共団体にとっての予見性の強化、説明責任等の観点から、地方財政計画と歳出決算を比較可能な形で対比・「見える化」すべきである。また、人口減少・超高齢化の下での、地方の安定的な行財政運営を確保しつつ、財政調整や財源保障の在り方の検討等を進めるべきである。

地域間の財政力格差が地方税収の増加に伴って拡大していることを踏まえ、地方税源の偏在を是正する更なる方策について検討する必要がある。

³¹ 地方交付税のうち基準財政需要額に占めるトップランナー方式の対象となっている業務の割合は 3 % 強。

(地方行財政の「見える化」)

改革工程

集中改革期間初年度から、地方公共団体の行政コストやインフラの保有・維持管理情報など地方財政の全面的な「見える化」を進めることとした。

また、国庫支出金について、地方の裁量度が高く、一定規模以上の国庫支出金を対象として、パフォーマンス指標の設定、活用等について具体化し、「見える化」及びP D C Aサイクルによる取組等を加速させることとした。

取組の進捗・今後の予定

2016 年度には、各地方公共団体の住民一人当たり行政コストについて、決算の性質別・目的別に公表を開始するとともに、e-Stat 上で地方公共団体の決算情報につき人口規模や高齢化比率等の条件別で比較可能とした。都道府県・政令指定都市につき、予算と決算を対比して一覧性ある形での公表も開始した。

地方公共団体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針を含め、各地方公共団体に財政状況に関する公表内容の充実を要請した上で、公表内容の「見える化」の促進について、2018 年度に検討を行う。地方単独事業（ソフト）（年間 21 兆円）について、2018 年度に実態把握と「見える化」に取り組む。

統一的基準による地方公会計について、2018 年度から、基金の現状、固定資産台帳や出資金明細等の整備等、比較可能な形で情報公開の徹底・拡充を促進するなど、資産管理向上への活用を推進する。

パフォーマンス指標について、指標設定状況等に係る調査や所管府省へのヒアリングを通じて、指標設定、「見える化」、国庫支出金の配分のメリハリづけを実施している支出金数が拡大した³²。

課題等

集中改革期間の取組によって、地方行財政に関するデータ、地方公共団体の個別の決算状況の比較しやすさは向上した。今後は、更なる「見える化」や利便性向上はもとより、「見える化」されたデータを活用し、地方公共団体や住民が自ら課題を発見し解決・向上につなげていく機会・場の増加を図る必要がある。

³² 50 億円以上の国庫支出金について、指標設定済みの支出金数は 2015 年度の 30 件から 2017 年度に 41 件に拡大。「見える化」実施済みの支出金数は 2015 年度の 28 件から 2017 年度に 38 件に拡大。達成状況等に応じて国庫支出金の配分のメリハリづけを実施している支出金数は 2015 年度の 15 件から 2017 年度に 22 件に拡大。

(I T 化・業務改革、地方行政分野の改革)

改革工程

2016 年度から「業務改革モデルプロジェクト」を実施し、また、窓口業務に関する標準委託仕様書等の作成に取り組むこととした。自治体クラウドについて、取組事例を分析・類型化し、2016 年度から地方公共団体に分かりやすく提供することで普及することとした。

取組の進捗・今後の予定

2018 年度から「業務改革モデルプロジェクト」の具体的な取組内容と歳出効率化の効果を組み合わせて「見える化」するとともに、必要性の高い分野からの標準委託仕様書等の取組を拡充する。自治体クラウドの普及に向け、総務省は 2018 年度に地方公共団体のクラウド導入計画の策定状況を公表する。

課題等

限られた行政資源の下、新たな行政需要は増大しており、窓口業務を始めとする各種行政サービス業務自体の省力化や標準化等を徹底すべきである。

(4) 文教・科学技術

計画において、少子化の進展を踏まえた予算の効率化、民間資金の導入促進、予算の質の向上・重点化、エビデンスに基づく P D C A サイクルの徹底を基本方針として、改革を進めてきた。

改革工程

2015 年度中に教育政策に関する実証研究の推進体制を構築、2018 年度までに教職員定数の中期見通しを策定する等とした。

取組の進捗・今後の予定

少子化の進展を踏まえた予算の効率化及びエビデンスに基づく P D C A サイクルについては、学校規模適正化に関する実態調査を行ったほか、教員の勤務実態調査の実施やこれを踏まえた「学校における働き方改革に関する緊急対策」の取りまとめ（2017 年 12 月）、全国学力・学習状況調査（以下「学力調査」）の個票データ等の大学等研究者への貸与ガイドライン策定といった取組がなされた。今後、教育政策の実証研究を進めるとともに、こうした成果を踏まえ、2018 年度末までに予算の裏付けのある教職員定数の中期見通しを策定す

るなど、教育政策全体について実効性ある P D C A サイクルを構築することとしている。

また、官民合わせた研究開発投資対 G D P 比 4 %以上等を目指し、2016 年 12 月に「経済財政諮問会議」・「総合科学技術・イノベーション会議」で決定された「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」等に基づき、P R I S M (官民研究開発投資拡大プログラム) の創設や国立大学の財源の多様化等の制度改正などの措置が講じられた。これらも含め、2018 年央に「統合イノベーション戦略」が策定される予定となっている。

課題等

施策ごとには一定の進捗がみられるが、我が国大学の国際ランキングの向上等で改革工程表の K P I について進展がみられない。第一階層から第二階層へのリンクエージの精査を含めた指標の見直し・強化が必要である。また、教育分野における客観的なエビデンスの蓄積・政策への活用に向け、国の実証研究の速やかな推進に加え、学力調査等の教育関係データに係る利用と所有の関係を整理し、幅広い研究者が利用できる環境を整備する必要がある。

科学技術イノベーションについては、官民投資促進の取組に加え、研究開発の質の向上に向けた取組、取組全体の工程化、創設された P R I S M も含め政策全般にわたる E B P M の仕組みの構築、研究開発の多年度にわたる取組、社会的課題解決に資する研究開発を進める枠組みの構築などに取り組む必要がある。

また、大学改革については、国立大学法人運営費交付金等の重点配分の推進や教育成果の客観的指標に基づく私学助成の配分見直しのほか、設置主体を超えた大学の再編統合を可能とする制度改革と再編統合の実現のための仕組みを構築する必要がある。

(5) 歳入改革等

改革工程

計画では、経済社会が大きく変化する中、税体系全般にわたる見直しを進めることとした。歳入増加に向けた取組として、経済活動に占める民間シェア向上による課税ベースの拡大、課税等インフラの整備等を、税制の構造改革として、成長志向の法人税改革、格差の固定化防止のための見直し、働き方・稼ぎ方への中立性・公平性の確保、世代間・世代内の公平の確保等を改革の基本方針として定めた。

取組の進捗・今後の予定

集中改革期間においては、成長志向の法人税改革としての法人実効税率の20%台への引下げや賃上げ・生産性向上のための改革、事業承継税制の拡充等が行われた。所得税に関しては、働き方への中立性・公平性の確保、世代間・世代内の公平の確保等の観点から、給与所得控除及び公的年金等控除から基礎控除へのシフト、配偶者控除等の見直し等が行われた。加えて、国際課税ルールの再構築、納税環境整備なども進捗した。

税外収入については、概ね5兆円前後の水準で推移した。その中で、国有財産処分収入は、増加した³³。

資産・債務の圧縮については、国が保有する資産の有効活用、不要な資産の売却等を進め、売却収入等を債務償還または震災復興など追加的に発生する歳出増に活用した³⁴。

課題等

多国籍企業に対する国際課税の在り方、電気自動車を含むエコカーの増加に伴う自動車関係課税の在り方、デジタル経済への対応、所得・資産格差への対応など、経済社会構造の変化に対応した税制に向けた幅広い議論・分析を踏まえた改革を行うべきである。

³³ 国の一般会計における国有財産処分収入は、2010～2012年度平均で1,040億円、2013～2015年度平均で1,332億円に対し、2016年度は1,704億円。

³⁴ 国の資産総額の対GDP比は、2012年度末129.5%から2016年度末124.8%へと低下した。

(補論2) 2020年度段階で期待される歳出効率化効果、経済効果³⁵

1. 試算の考え方及び結果の概要

(総論)

「見える化」や、インセンティブの強化により、広く国民、企業、地方公共団体等の意識や行動変化を通じて、民間の活力をいかしながら公共サービス量(Quantity)を抑制し無駄を削減するという歳出改革の取組の成果について、今後、こうした効果が追加的にどの程度期待できるか、一定の仮定を置いて可能な政策例について試算した。改革工程表のアウトカム指標(KPI第二階層)の目標を達成した場合に期待される効果としては、2020年度までの5年間で、歳出効率化効果が0.9~1.2兆円規模³⁶、うち国費(一般会計)は0.5~0.6兆円規模、地方は0.4~0.6兆円規模³⁷であるとの試算結果が得られた³⁸。

(歳出効率化効果)

社会保障分野は0.2~0.3兆円程度³⁹、うち国費は0.2兆円程度、非社会保障分野は、0.7~0.9兆円程度、うち国費は0.3~0.4兆円程度である。

(主な経済効果)⁴⁰

経済効果について、上記の社会保障費に係る歳出効率化に伴い、0.3~0.4兆円程度の社会保険料負担の抑制が期待される。また、健康寿命の延伸に伴い高齢者の就労が増加すること等により0.2兆円程度の可処分所得の増加が期待される⁴¹。これらにより0.5~0.7兆円程度の労働者・企業等の可処分所得増が期待される。さらに、既存住宅流通の市場規模が拡大することにより、1.5兆円程度の新市場の拡大が期待される⁴²。

³⁵ 経済財政諮問会議(2018年3月29日)資料1-3参照。

³⁶ これらの効果の発現には、対応する事業経費等も必要であり、具体的な施策を進めるに当たり、費用対効果を勘案して推進していく必要がある。なお、歳入効果を一部含んでいる。

³⁷ 国費とは異なり、公営企業会計に係る効果額が含まれることに留意が必要。

³⁸ いずれの試算も、進捗のデータが十分に得られていない中で一定の仮定を置いて行ったものであり、将来的の進捗を保障するものではなく、相当の幅を持ってみるべきものである。

³⁹ 上限の額については、医療費の地域差半減、介護費の地域差縮小の合算額を計上しているが、これらのほか、第3期医療費適正化計画に基づく取組により、一人当たり医療費・介護費が全国平均を下回る都道府県においても医療費・介護費が抑制されるなどの効果も期待される。ただし、医療費における入院・外来の相互間や医療費・介護費相互間の関係の分析・試算への反映を行ったものではないことに留意が必要。

⁴⁰ これらの経済効果は、それぞれ性格が異なるため、単純な足し上げになじまないことに留意が必要。

⁴¹ 試算について、後出(参考)及び脚注57,58参照。

⁴² KPIでは2025年度に市場規模8兆円とされている。ただし、新築住宅など他の市場とトレードオフの関係が生じ得ることに留意が必要。

2. 分野別の試算

(1) 社会保障分野

医療費については、2023年度に医療費の地域差半減を行うこととしており、これが直線的に実現すると仮定⁴³し、一人当たり医療費が全国平均を上回る都道府県の全国平均との医療費の差の累計額を半減した後に高齢化による伸び率を乗じ、2020年度時点での効果額を算出すると、国・地方の合計で2,700億円程度、保険料が3,400億円程度の抑制効果が見込まれる⁴⁴。また、同様の考え方で一人当たり介護費の地域差⁴⁵が2023年度に2割縮減すると仮定すると2020年度において、国・地方の合計で300億円程度、保険料が300億円程度、更に半減を仮定すると、国・地方の合計で700億円程度、保険料が700億円程度の抑制となる。

これらの社会保険料の伸びの抑制により、3,000～4,200億円程度の労働者・企業等の可処分所得⁴⁶の減少が軽減される。

(2) 非社会保障分野⁴⁷

PPP/PFIについて、2013～2016年度の実績を延伸して2020年度までの事業効果を試算すると、1,100億円程度の歳出効率化効果が、公的不動産の利活用が進むことにより、1.8兆円程度の経済効果⁴⁸が期待される。インフラの点検・補修について、ICT技術の活用等を進め、2025年度に20%の効率化効果が実現すると仮定し、対象となる事業費を20～100%で仮定した場合、400～2,000億円程度の歳出効率化が期待される⁴⁹⁵⁰。合併経験市町村における施設の集約化・複合化を進めた場合、100～200億円程度の歳出効率化が期待される⁵¹。

⁴³ ここでは、直線的に毎年の効果額が発生するとの前提の下、機械的な試算を行っているが、実際には都道府県における取組には相当の準備的な期間を要することから、毎年の効果額はテーラー・アップ型となることが予想される。

⁴⁴ なお、第3期医療費適正化計画による外来医療費の縮減について、医療・介護情報の活用による改革の推進に関する専門調査会の試算を踏まえて2020年度の効果額を試算すると、国・地方で1,100億円程度、保険料は1,400億円程度の縮減が期待される。また、地域医療構想を踏まえて2025年に病床が5万床縮減した場合には、国・地方で1,100億円程度、保険料は1,400億円程度の縮減が期待される。

⁴⁵ 介護費については、医療費と異なり、地域差が「縮小」となっている。

⁴⁶ 個々の所得の状況によって異なるため、税・社会保険料負担は考慮していないことに留意が必要。

⁴⁷ これらのほか、トップランナー方式により、2020年度に1,600億円程度の効果が見込まれる。

⁴⁸ 公的不動産の活用により新たな価値の創造が生じていることを踏まえ、類型（公的不動産利活用事業）の事業規模を経済効果とみなしており、他の事業が行われた場合との経済波及効果の差ではないことに留意が必要。

⁴⁹ 新技術導入のための設備投資などによる生産性の向上によって工事日数削減（休日拡大）や労働者の賃金の引上げが期待される。

⁵⁰ なお、本試算には社会資本の長寿命化による歳出効率化効果が含まれていないが、内閣府の試算では、長寿命化とそれを補完する施設の縮減によって2054年度までに維持補修・更新費が平均24%（累計131兆円程度）削減される姿が示されており、費用の増加抑制が期待される。

⁵¹ 試算に当たり、先進・優良事例の横展開の要素を加味し、上越市の取組を踏まえて効果額を設定した。なお、効果額の幅は、取り組む合併経験市町村数（1999年度以降に市町村合併の経験がある市町村。毎

窓口業務の民間委託について、KPIの目標（2020年度に416団体）に基づき増加すると仮定した場合、30億円程度の歳出効率化効果が期待される⁵²。広域化について、水道事業では200～300億円程度の、下水道事業では500億円程度の歳出効率化効果が期待される⁵³。第三セクター等の経営改革により補助金交付額が減少傾向にあり、過去のトレンドを踏まえると、400億円程度の歳出効率化効果が期待される。政府情報システム運用コスト及び地方公共団体の情報システム運用コストについて、KPIに基づき3割縮減されると仮定した場合には、国について500億円程度、地方⁵⁴について700億円程度の縮減が期待される。地方税について、2020年度に徴収率が2015年度の都道府県・市町村の上位1/2の平均まで上昇すると仮定した場合、900億円程度の歳入増が期待される。

大学における民間資金の活用について、KPIの目標どおりに増加する等と仮定した場合、企業から大学への研究費総額が500億円程度増加し、国立大学法人における寄附受入額が200～400億円程度増加することが期待される⁵⁵。

防衛関係費については、中期防衛力整備計画に基づく調達改革について、足元の2年（2017年度、2018年度）と同様の取組を推進すれば、2020年度において2,000億円程度の歳出効率化効果が期待される⁵⁶。

（参考）健康寿命の延伸に伴う所得増加

2001～2016年度の健康寿命と65歳以上就業率の関係をみると、健康寿命が1歳延びる間に就労率が0.622%程度上昇する傾向がある⁵⁷。これを踏まえると、健康寿命の延伸による高齢者の就労増に伴い、2,400億円の高齢者の可処分所得増⁵⁸が期待される。

年度28地方公共団体の増加～2020年度に584地方公共団体）を場合分けしたことによる。なお、このほか、合併経験のない市町村についても歳出効率化効果が見込まれる。

⁵² 試算に当たり、先進・優良事例の横展開の要素を加味し、鳥取市の取組を踏まえて効果額を設定した。

⁵³ 試算に当たり、先進・優良事例の横展開の要素を加味し、先行的な取組事例を踏まえて効果額を設定した。なお、効果額の幅は、水道事業については連携形態が「検討中」の地方公共団体（63市町村）の取組の内容を場合分けしたことによる。

⁵⁴ 地方については、KPIでは3割の圧縮時期が明示されていないため時期を2021年と仮定。なお、自治体クラウド等の全国展開を試算すると、500～700億円程度の効果が期待される。

⁵⁵ 効果額の幅は、KPIの目標どおり又は過去の実績に沿って増加すると仮定したことによる。

⁵⁶ 2019年度以降のKPIについては設定されていないが、2017年度、2018年度と同様の取組を2020年度も引き続き行った場合。中期防衛力整備計画（2014～2018年度）に基づき、調達改革として5年累計で約7,710億円、このうち原価の精査等を新たに考慮した2017年度、2018年度において平均2,000億円の歳出効率化を実現した。

⁵⁷ ただし、必ずしも因果関係の分析までは行っておらず、労働市場の状況等のコントロールを行っていない粗い試算であることに留意が必要。

⁵⁸ 健康寿命1歳延伸による就労率の上昇（0.622%）に2020年の65～74歳人口と65～69歳賃金を乗じて算出。なお、個々の所得の状況によって異なるため、税・社会保険料負担は考慮していないことに留意が必要。